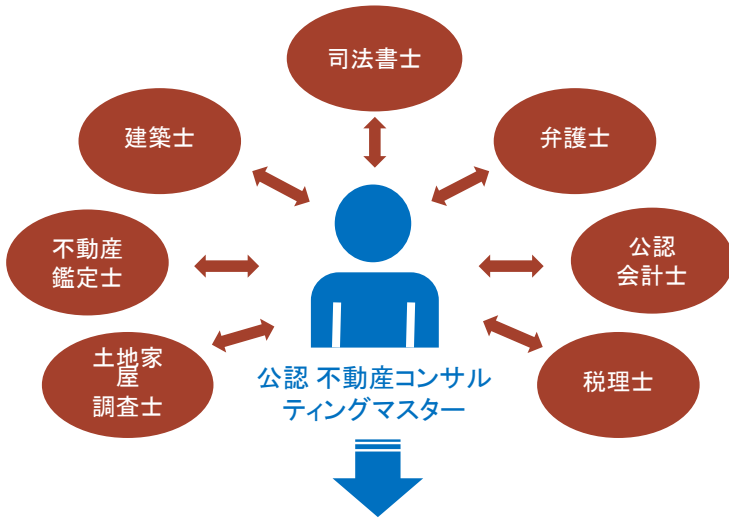


# お客様の悩みを受けとめる相談・提案業務のプロフェッショナル！

## 公認 不動産コンサルティングマスターにご相談ください！



不動産に関する悩みを解決しようとするとき、どの専門家に、いつのタイミングで相談されますか。

一般消費者の方が、各専門家と個別に協議し、不動産の悩みを解決することは容易ではありません。

公認 不動産コンサルティングマスターは、**不動産全般にわたる専門家としての立場から、左図の各専門家達と連携し、相談者が最善の判断ができる提案を行います。**

※公認 不動産コンサルティングマスターは、宅地建物取引士、不動産鑑定士、一級建築士いずれかの国家資格保持者です。



次のようなお悩みは、**公認 不動産コンサルティングマスターへご相談ください！**

- 所有土地の有効活用
- 不動産投資
- 相続対策
- 貸宅地、貸家の整理
- 複数地権者の権利調整
- 競売物件の取得
- 企業のリストラに伴う不動産売却 等々

### 公認 不動産コンサルティングマスターは不動産相談に必要な経験と知識を備え、常にブラッシュアップし続けるプロ集団です！

1、登録更新のために、下記の講習やレポート提出が義務付けられており、試験合格後も資質の向上を図っています。

#### スペシャリティ講座

建物インスペクションと建物の省エネ、マイナ金利対策、シェアハウス、サービス付高齢者向け住宅の制度と終身借家権、投資判断の手法 等

#### 専門教育

不動産プロデュースコース、借地借家コース、相続コンサルティングコース、土地有効活用実践コース 等

2、「専門士コース」を受講し、修了試験に合格した公認 不動産コンサルティングマスターは、(公財)不動産流通推進センターから「専門士」の認定を受け、より厳しい更新条件をクリアし、コンプライアンスの遵守や最新の不動産事情に関する知識を常にブラッシュアップし続けています。

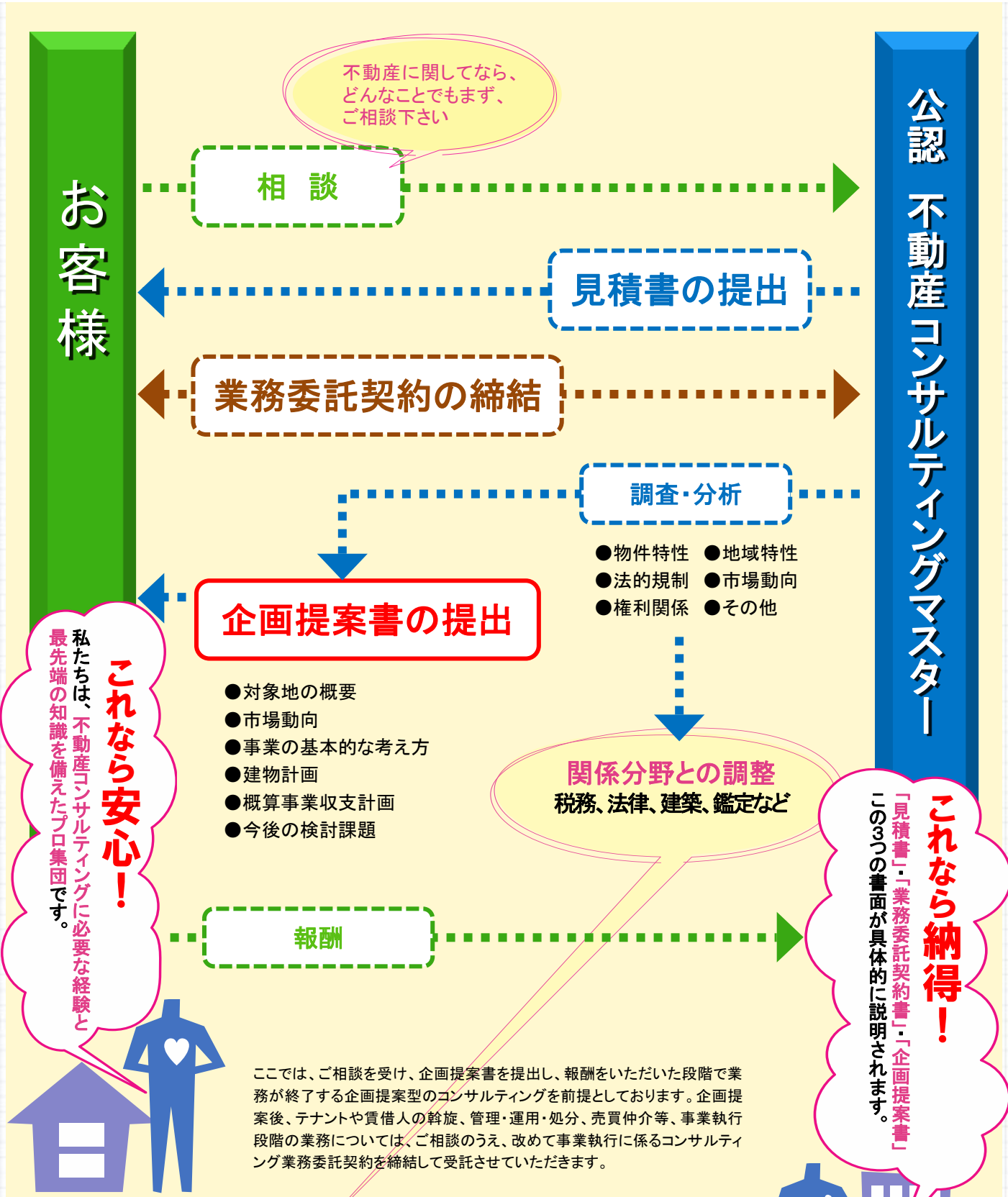
#### 専門士コース

相続対策専門士コース、不動産有効活用専門士コース

公認 不動産コンサルティングマスターは、「不動産特定共同事業」の業務管理者や「不動産投資顧問業」登録に必要な人的要件になっています。さらに、金融商品取引法における「不動産関連特定投資運用業」を営む場合の人的要件にもつながるなど、不動産証券化の進展に伴い、ますます重要な資格として位置付けられています。



# 「不動産コンサルティング業務」のフローチャート



弁護士や税理士などの専門家とも  
”ネットワーク”で結ばれています。